

## 第2 給与所得の源泉徴収事務

居住者に支払う給与所得の源泉徴収事務は、月々（日々）行う給料や賞与などの源泉徴収の事務と年末に行う年末調整の事務とに大別され、①課税対象となる給与所得の範囲、②配偶者控除や扶養控除などの諸控除の適用要件、③税額表の使い方や具体的な税額計算の方法などが、そのポイントとなります。

（注）居住者と非居住者との区分は、その人の国籍や在留資格（入国ビザ）には関係がなく、その人が国内に住所を有するか又は国内に継続して1年以上居所を有するかどうかなどにより判定しますが、次の場合には、それぞれ次のように取り扱われます。

- 1 国内に居住することとなった人が、国内に継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有するような場合には、その人は国内に住所を有する人と推定されます（所令14）。
- 2 国外に居住することとなった人が、国外に継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有するような場合には、その人は国内に住所を有しない人と推定されます（所令15）。

### I 源泉徴収事務のあらまし

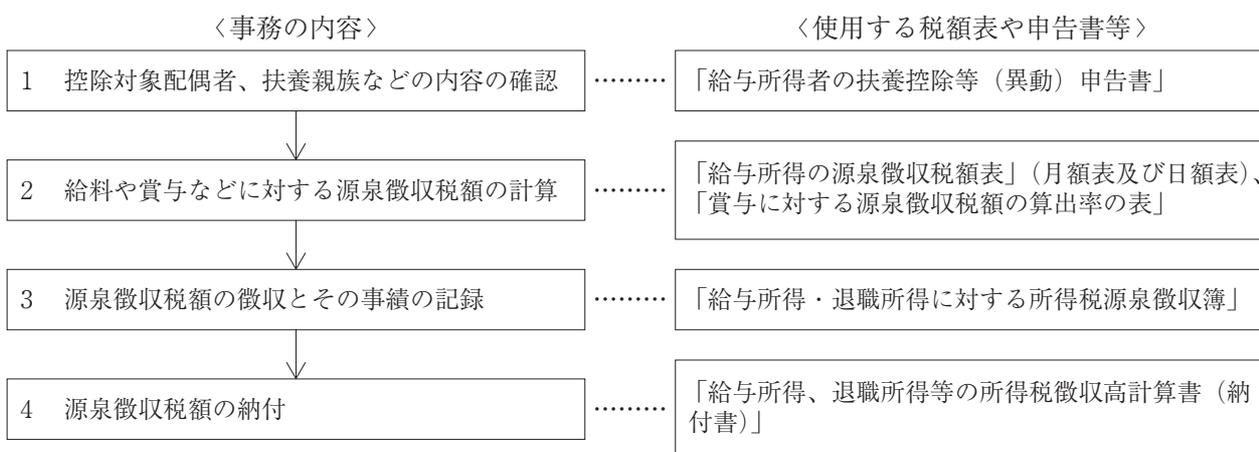
給与所得の源泉徴収事務のあらまし及び源泉徴収を行うに当たって使用する税額表や申告書等は、次のとおりです。これらの税額表や申告書等は、税務署に用意してあります。

また、国税庁では、源泉徴収義務者の方に最新の情報をお届けするため、国税庁ホームページ内に特設ページとして「源泉徴収義務者の方へ」【[www.nta.go.jp/gensen/index.htm](http://www.nta.go.jp/gensen/index.htm)】ページを設けています。

この「源泉徴収義務者の方へ」のページでは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの各種様式や、「源泉徴収のしかた」などの各種手引・パンフレットをはじめ、源泉所得税に関する質疑応答事例など源泉徴収の手續に際し必要となる情報を掲載していますので、ぜひご利用ください。

なお、「源泉徴収義務者の方へ」のページは、国税庁ホームページのトップページの左下にある「源泉徴収義務者の方へ」の入口から簡単にアクセスすることができます。

#### ◎月々（日々）の給料や賞与などを支払う際に行う源泉徴収事務



#### ◎年末調整事務等

